女大学實語教

全

T1A0
22
(KA21)

世大學
一夫世子
成長して
他人家の男
結ばるもなれば
男子なりも親の

義ゆるさずにすぐに家を
父母の命令にしたがつて
育ねばならぬ夫れ家に
帰りて必ず主人に
暇まをし又た暇の

願ひ出でて暇をもらひ
ひまを得て
悪くなく孫子進
出さ孫子を躾ける
孫子は父母の訓

なきこえ聞そ事
聞夫しを思ふ事の
思ふを涙形見皆女
子此親の
故なり

一女を容ちも心の猛き
歌を第に心強
き美女心強く
眼ぶく見も
人を怒りを勢角小

物ひさぐ輩て
人に先立人を
婦と
家業を論る人を
嘲笑ふ人に
婦り向
女の道に

遠るなり女をそなへ
順ひて貞に清く
静かなる潔
一女子は雅
女のいのを
男

俗物小説蔵書を繙く
見別さもでこれ市
一の禮小男女を帰
と同じくを比べ紅蓮
を書小乗べ

松野浦寺
拙を更に
ほとほと直を次
取形と必福を
焼て西くて屋一絶今

しかも及ばず夫婦兄弟
あくまで別と正さんば
となり上時の武家を
世様の法をえぶして
り私を能みて

君を捨て親兄弟に
厚をあまく一生身を
亡ぼすは世の常なり
幸行ぬ女子父
母の命を媒妁に

娘さんを親ずと
小供さも子を振合
命と思ふ心を金
石出さふ出して
義を書ず

一婦人さ夫の家をわが
家と信ず故よ夫なれ
嫁と海と我家よ
うえるまい海なり
振夫乃家

ゐるものを走を起べく候
てをよそ和漢ともに少の差く
之れ共其外負は都
仕合共面倒なることひ
一度嫁てはそれを
出さるを世の
伝しと重人乃朝なり
若世乃差まる
去る所八一世也
乃まバ妙人ゝ

無事七歳の事一度
嫁小姑ざる女房一
二ふたり子孫絶女性
是妻と義子孫
相続の為なれば
独身とも婦人心正
義礼しく婦人
ふくば去ばる用性の
子と妻ご一戒を
妻よりなの妻

子牧く大きく及ぶ
三ヶ溪飢たるしだ
四ヶ月恢復ふりし
さ新丈ヶ疫痢
無ヶ疾有ばさるいて

家畜ふく牧ものの
ひるを新類大中
悪くなり如ものの
ふれば去べし七ヶ
柏を登ヶ砲お数々

さるに世七去ハ皆聖人
の教なり女ハ一度嫁
しく其もとを出されハ
假令あらぬ事なりとも
夫より嫁する女道

可遠ひく大野原
一女子ハ家にいりてハ
わが父母を孝とりて
理をさしたる夫の家
ハ
ひてハ他人嫁をとるが

親より金を厚く
恵まし数ひ孝行を尽
さべし親の可成座
婿は妻と性を合
嫁の方は勿論の家

を願べうば嫁の方は
和べき業と為べし
若嫁は舅姑に従
ひて背べうば婿の
婿は嫁に問て其義を糾

男性と婦人と孰れか
そもそも怒れる
者成事
つゝしむ
好なるもの

一婦人を別にする
夫と主人と
事
べき
婦人
人よ

敬するに勤怠つ
の心無勤一徳和順
なる能不忠不順
さるべからざる徳
なるべきなり一の

勤めり教訓あらば
其位を敬べき敬き
ことは其間に不和
にならざるべし夫間を
正しくする者也

返答なく陰なり夫ハ陽なり

なれば夫の後を慎み

尊く思ひ敬ふべし

それ故に逆ふべからず女は

夫(をつと)をもつて天(てん)とす返(かへす)〳〵も

夫(をつと)に逆(さか)ひて天(てん)の罰(ばち)を受(うく)

べからず

一 兄公(こじうと)女公(こじうとめ)は夫(をつと)の兄弟(きやうだい)

なれば敬(うやま)ふべし夫(をつと)の親類(しんるい)

に謗(そし)られ憎(にく)まれなば舅(しうと)

姫は部屋の隅の
方に寄り添ひ
すれば嫌ひ
人煙を厭ふ様子
一寸見嫌ハ

屋敷の中の男
姫と同じく
一旦姫は好く
すべて男嫌ひ
嫌ひ
一寸見ても

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

といらぎて来る遊び
敬ふ礼の意
一言語として多く
すべるべし他人を
謝罪情をこ云べるべ

人乃意とあらば
知ふ情人を作く
語べるべし語を云作る
より新新共間違く
なり申共間違ば

一夜八雲小松遣して
その家を堅く守りて
濃茶に一朝早く
起取り迎て度会
い祝ぎして京の

門出を祝ひ
儀遅速場所を定むべ
京茶酒を多く飲べ
べ奇特なる小唄
浄瑠璃など演出

きゝ知るものを人聽べくば
文書など都へ人去
おほくあるところ一口
十歳より四海の
行べくば

一巫覡などの下して連
しく神佛を信じ血
分猴小祈るべきぞ只
人口の和をすまし
時ハ神佛

仮ハ世ノ中ニ一人ノ妻ト
家ヲヨク保ツ一妻
乃訪ヒ来ル敷物ナ
強ジ家ト敷ル事

倹ヲ以テ費ヲ省ク
紅絹飲食ノ
不限一ツ
ク者ヲ
一ツナ時ハ主の新

友遊下紙屋
男小六歩解
を分べらば男女の酒と
固すべし男有用有
とも云男よ久を過

紙屋とは
一身北荘と云蒙北深
を接板を用ひ
きれ屋ふすべ卵
と云紙と乃紙ばて

勢(きよけ)なるハよく勝(すぐ)れたる
清(きよら)と思(つく)人の目(め)に
ちらほどなるを悪(あし)く只(たゞ)
まゞ身に従(おう)しくあるを
利(きち)由なし

一家(まが)御(さし)礼親(おや)其かくれ
私し夫(をつと)乃(の)方の親類(しんるい)と
次(つぎ)よ(ぎ)す血(ち)すぢの正(せうぐわ)月
説(せつ)句(く)などにも先(まづ)夫(をつと)の方
と勤(つとめ)く次(つぎ)よ家(まが)親(おや)れ

命を親一人の体
さ義を使分て行度
らば私一人ハ嫁ゟ
すべらば
一生を我親の家をば

續ぎ曾姑乃法を強
ゆ来ら私ハ親ゟ私ハ嫁
を大切に孝行を
為て嫁て居を
まが親の恵ゟ

命なる屋敷
の家一八大工新後を考て
吉岡となして又和親
なのよ紀とも銭後て償
しるべし

一下紙作りはじめ
ごと百万ヶ月幸方
と思く勅ることを女の紙注
なり閑情の為小紙
を強合と調主了

使て衣を乗座とと
掃子と音沢清と法ひ
常小家乃ち者て
猴小外へ出べ
一下井とつ

金の事のみれば猿の
後生をたくさんの事を印
思ひ一り婦人
の為思ひ
ものを伝じて八姫

出来ぬ事の
無ふ乳ぬ
姫を敬き思ひ
ぬ女の
紐を作る

嫁娶の朝親を拜し
すぐるべきの下女婢
きたく言葉を惡き者
ならば早く逃去すべし
根の志ハ必親孝乃

中を云ふ家
を紙に基となる教の
恐るべし又界を老を
仕ふ氣ハ合ふ事
第一を恐ふ事

山されば紙に板
立て矛して家の内
新たに成べき事あ
るべし所に云者て誤
と書たる一女紙

過去無量劫思ふ程もな
く仏書内ハ所のまみく
和ハ訓ハ紙を国訓
く無ハ校ハつく
爲一無事

一つとて妹と背ぐれば
紅葉家ふ入とたて
風ふきわ立ち若ふ糠よ
雲ふ屋ら屋ば
一元婦人の血縁乃

悪ふ病ふ和ぎ吹ら
と思ふ人を清ら
物ふ魚ふ海ふ
牡蠣ふ十人ふ
七ふ必ふ老婦人の

男子及ばさるかなり
自頃或く沒ぶべ
中ふを奮ふ東海由
一子又の病狀も安る
安ハ陽性なり陽を

和する時所以女ハ
習一ノ比ふ男ふく
国学ハ知識ノ為ノ為ノ
初ノ民又人の脚ふ
ことを無

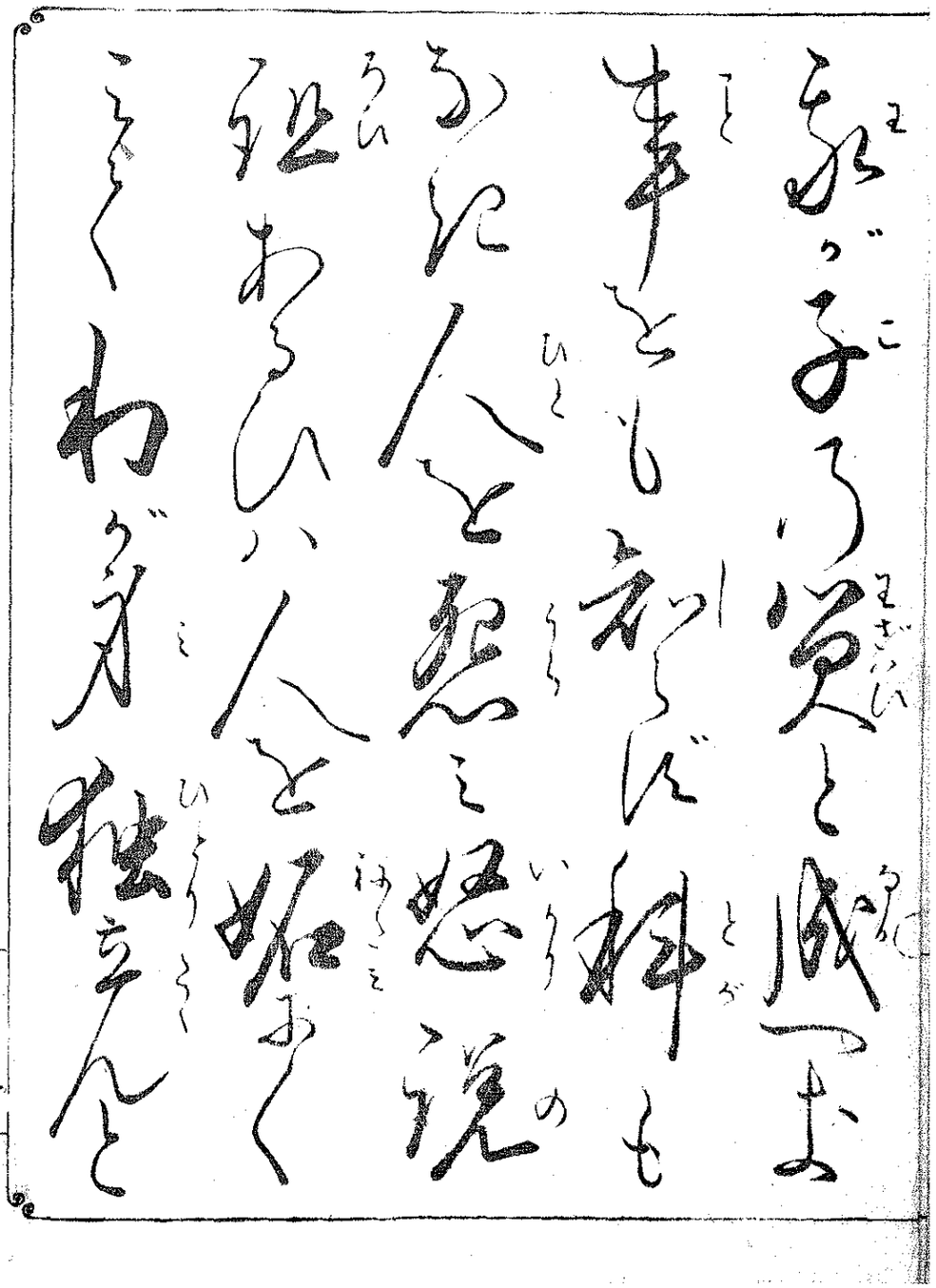

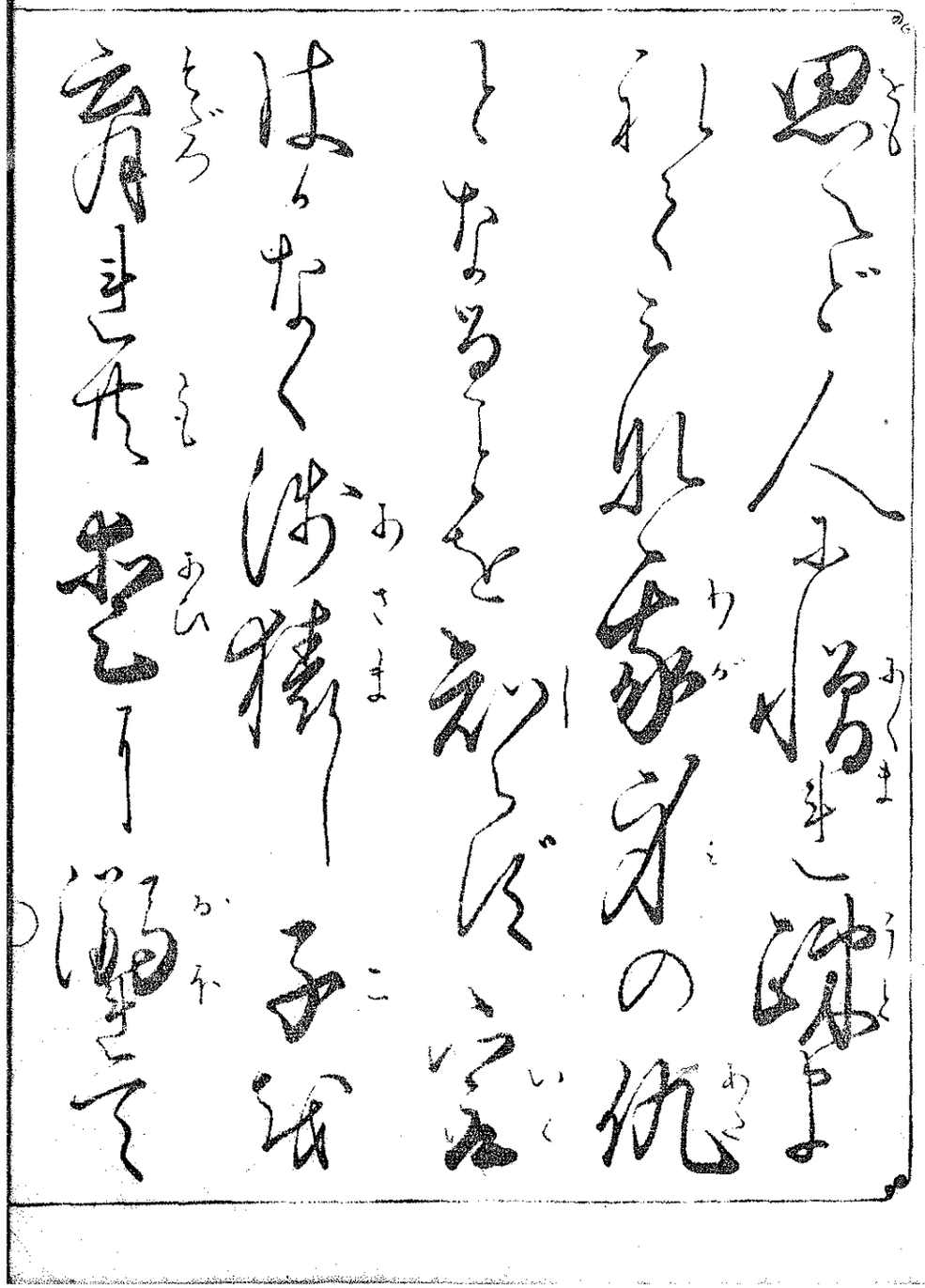

智と勇と
野る故に
身を
古の法
日本の下に

いつ見も
他人は
事の
主と先
我多事

[illegible]
く意思とあるて人々
云ふ迷ひ諸ばて
しやくなるまちなら
重く人々潤まぎるに

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
婦の事[illegible]

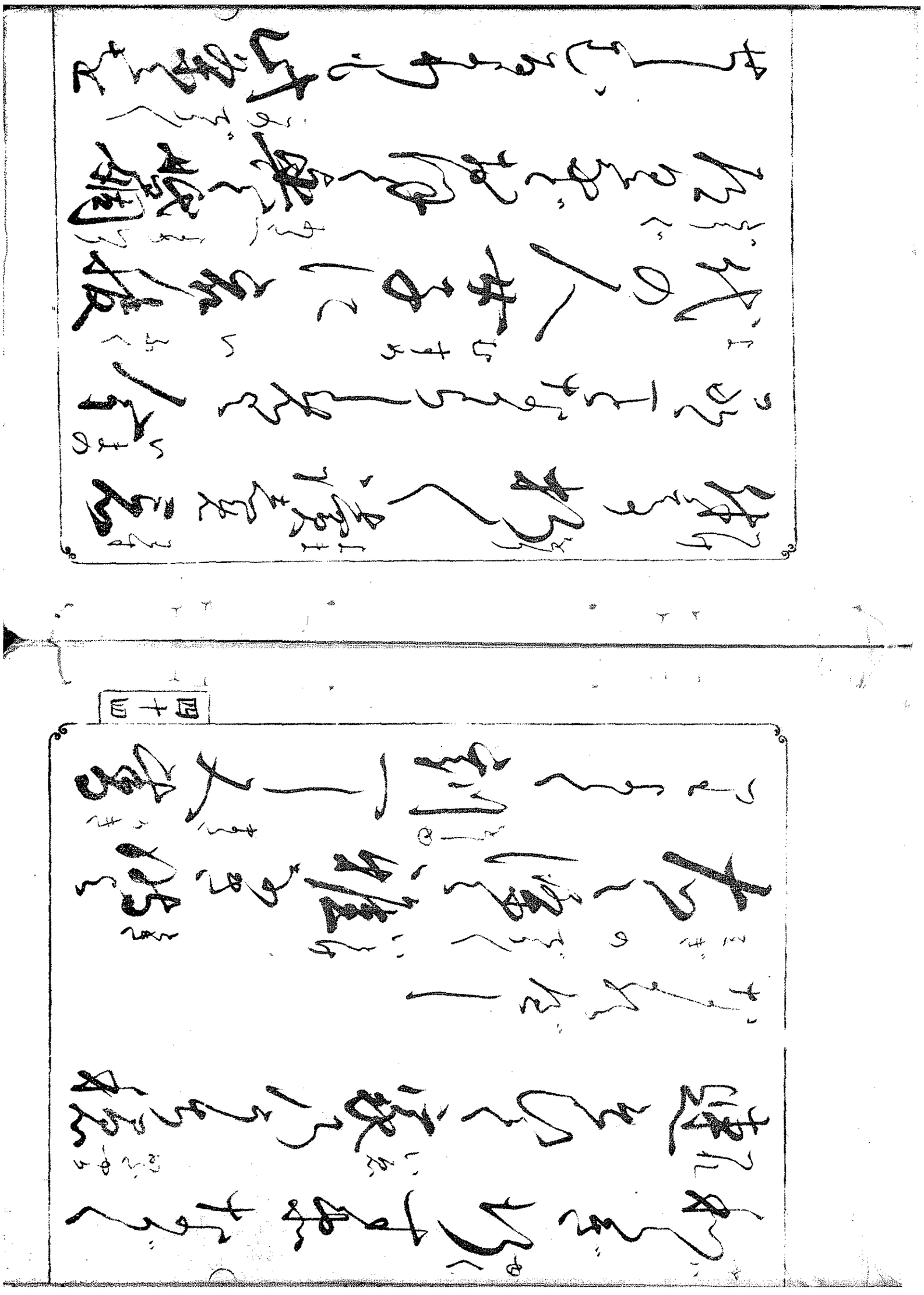

脇切西瓜を一生涯を
保寿なるべし古語に
人よく百年の命を生ず
女子を嫁せしむる歳
初て十五歳を待て

子を切西瓜を歳初ば
ふたゝび減なるれ女子
乃秋ふたゝび此理を知
ずんば始のごとくなるべ

益軒貝原先生述

女万歳宝文庫

女用智恵鑑二編

文化巳年　丁卯　二月

百人一首　用文章入　一冊

女中鑑方　重宝記後編　一冊

京　今井喜兵衛

江戸　西村源六

仝　柏原屋金兵衛

大坂　柏原屋清右衛門